

第3次長岡京市行財政改革大綱
(平成23年度～27年度)

平成23年2月
長岡京市

はじめに

本市では、平成6年度を「リストラ元年」と定め、平成8年3月に「長岡京市行財政改革大綱」を定めて以来、継続して、行財政改革に取り組んでまいりました。

この間、わが国の社会経済状況は、世界的な景気後退と雇用不安の中、未だに先行き不透明な状況にあります。その影響を受け、本市においても、企業収益の悪化等による税収の減と、少子高齢化の進展による社会保障費の増大等により、今後も厳しい行財政状況が続くことが予想されます。

こうした中、多様なニーズに対応した市民福祉サービスを維持し、向上させていくためには、限られた財源の中でより一層効率的・効果的な行財政運営に取り組むとともに、市民の皆様と行政が役割分担をし、協働しながら、公共サービス全体を支えていくという新しい仕組みづくりが必要となります。

また、平成22年8月19日に長岡京市行財政健全化推進委員会から、これまでの行財政改革の評価と課題の整理をもって次期行財政改革大綱を策定することについて意見をいただいたところです。

以上のことを踏まえまして、本市におきましては、「市民とともに進める持続可能な都市経営の推進」と「市民満足度を高める行政サービスの質の向上」の2つを基本理念とする新たな行財政改革大綱を策定いたしました。

この大綱の策定により、将来に渡り持続可能な行財政運営を確立するとともに、第3次総合計画第3期基本計画の実現に向けて、行財政改革を着実に推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年2月

長岡京市長

小 田 豊

目 次

第1章 行財政改革の必要性	1
1 これまでの行財政改革の取り組み.....	1
2 行財政改革の成果.....	1
3 本市の行財政改革に対する現状と課題.....	3
(1) 本市を取り巻く社会経済状況.....	3
(2) 本市の財政状況（普通会計）と定員管理.....	6
4 新たな行財政改革大綱策定の必要性.....	10
第2章 第3次長岡京市行財政改革大綱の位置付け	11
1 基本理念.....	11
2 計画期間.....	11
3 推進体制.....	12
第3章 6つの重点方針	13
参考資料.....	17

(注) 文中及び各表中の金額等の記述は、次の要領によります。

(1) 文中及び各表で用いる金額は、基本千円単位で表示し、単位未満を四捨五入しました。

(2) 文中及び各表で表示した比率は、百分率で小数点以下第2位を四捨五入しました。

第1章 行財政改革の必要性

1 これまでの行財政改革の取り組み

長岡京市は、平成6年度を「リストラ元年」と定め、平成8年3月に「21世紀の政策課題を見据え、施策、事業構造の再構築を目指す」という基本理念のもとに、「長岡京市行財政改革大綱」を策定しました。大綱を具体的に推進するために平成11年度～15年度にわたり実施計画を策定し、一定の成果を上げてきました。また、平成15年度には、長岡京市行財政健全化推進委員会の意見書を受けて大綱の見直しを行い、平成16年11月に「新長岡京市行財政改革大綱」（以下、前大綱という。）を策定するとともに、5年間の計画期間を持つ「長岡京市行財政改革アクションプラン¹」を策定し、前大綱の理念を具体的な実施計画として全庁的に取り組み、大きな成果を上げてきました。

また、平成18年2月には総務省の「新地方行革指針²」に基づき、既存の行財政改革アクションプランと併存する形で「長岡京市集中改革プラン」を策定し、目標年度の違い等の調整を図りながら、相乗的な効果が高まるよう努めてきました。

さらに、平成23年度から5年間の計画期間とする第3次総合計画第3期基本計画の策定に際し、行財政改革の取り組み期間を総合計画の期間を一致させるため、平成21年8月に前大綱及び11月に行財政改革アクションプランの2年間の延長（平成21年度・22年度）を行い、行財政改革効果の一層の向上を図ってきました。

2 行財政改革の成果

前大綱（平成16年度～22年度）及びアクションプラン（延長版を含む）による成果は以下のとおりです。

①「経営」の視点による成果

<財政効果額>

- ・ 各年度（平成16年度～21年度）の単純計 **29.7億円**
- ・ 平成16年度～21年度の累積効果額 **84.9億円**

<職員定数の削減>

平成22年4月1日現在、570人。平成16年度比54人削減（削減率8.7%）

年度	単年度効果額 (単位：千円)	累積効果額 (単位：千円)	職員定数の削減 (単位：人)
平成16年度	576,925	576,925	624
平成17年度	730,657	1,206,579	618 前年比▲6
平成18年度	307,711	1,365,849	605 前年比▲13
平成19年度	748,883	1,949,151	588 前年比▲17
平成20年度	306,522	1,676,652	579 前年比▲9
平成21年度	304,709	1,724,111	572 前年比▲7
平成22年度	—	—	570 前年比▲2
合計	2,975,407	8,499,267	▲54

※平成22年度の効果額は、平成23年度に確定

¹ アクションプラン：行財政改革を進める行動計画

² 新地方行革指針：「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」のこと。平成17年3月29日に総務省が平成17年度を起点としておおむね平成21年度までの5年間に地方公共団体が取り組むべき内容を策定した指針。この指針により全国の自治体は集中改革プランを策定

<主な取り組み>

- ・ 水道料金、下水道料金の適正化
- ・ 納税機会の拡充による市税、国保料の収納率の向上（平成21年度市税収納率は、95.6%）
- ・ 事業仕分けの実施（平成21年度・22年度。京都府内市町村では初めて実施）
- ・ 給与制度の見直し、公表による人件費の適正執行（時間外手当の削減、地域手当12%を9%に抑制、特別職の給料削減、期末手当の支給月数削減）
- ・ 補助金・交付金・負担金の適正化（補助金チェックシートによる見直し）
- ・ 外郭団体検討評価委員会による、外郭団体の監査体制の確立と経営見直しの検討



事業仕分け

②「共有」「協働³」の視点による成果

<主な取り組み>

- ・ 市民との対話の促進（市長による「まちかどトーク⁴」、職員による「出前ミーティング⁵」）
- ・ 防災体制の整備（市民等との防災情報の共有を目指し、防災行政無線等の整備、ハザードマップ⁶の作成、自主防災会の設置育成）
- ・ ホームページにおける会議録の公開（市議会）
- ・ 意見公募手続（パブリックコメント⁷）制度の実施・運用
- ・ 公共工事発注システム全般にわたる点検と改革、財務会計事務の適正な履行



まちかどトーク

③「経営」「協働」の視点による成果

<主な取り組み>

- ・ 市民活動サポートセンターの事業充実と運営の確立
- ・ 市民と企業と行政の協働による西山森林整備事業の推進（平成22年度までの森林整備面積180ha）
- ・ みどりのサポーター⁸制度の促進（緑化及び美化活動のボランティア団体の活動促進（平成21年度登録団体数59団体、構成員873人）

³ 協働:異なる多様な主体が、公共的な分野における共通の目的や課題に対して、責任と役割分担を明確にし、連携しながら取り組むこと

⁴ まちかどトーク:市民の意見や提言を市政に反映させるため、市長自らが直接会場に出向き、総合計画の施策体系の中からテーマを定め、市民と直接対話を行うもの

⁵ 出前ミーティング:市が行う業務の中で、市民(10人以上のグループ)が興味をもっているテーマについて、市の職員が直接会場に出向いて説明を行うもの

⁶ ハザードマップ:自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの

⁷ パブリックコメント:市が基本的な政策等を定める時に、その案を広く公表して意見を募り、意見を政策に取り入れることができるか検討し、寄せられた意見とその検討結果、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続き

⁸ みどりのサポーター:市が管理する公園や緑地、道路等の緑化・環境美化活動に参加するボランティア。近隣住民の快適な生活環境づくりを進めるとともに、市域全域の緑化や環境美化に対する市民の意識を高めることを目的に事業を実施

- ・ 指定管理者制度⁹の活用（平成22年度までに13施設に導入）
- ・ 地域コミュニティ¹⁰の活性化（小学校区単位で、個人、自治会、各種団体等幅広い活動主体で構成する地域コミュニティ協議会¹¹の設置による地域力の向上。平成22年度に長岡第七、第四、第九小学校区に地域コミュニティ協議会を設立（予定も含む）。）



第七小学校区地域コミュニティ協議会

3 本市の行財政改革に対する現状と課題

(1) 本市を取り巻く社会経済状況

① 少子高齢化の進展

日本全体で少子高齢化が進んでいます。図1は、日本の人口の推移を示したのですが、平成17年に戦後初めて人口が減少し、人口減少時代に入りました。年齢区分別人口構成比を見ますと、65歳以上の高齢者人口は平成20年で総人口の22.1%に達し、毎年増加を続けているのに対し、14歳以下の年少人口は13.5%であり、減少を続けています。

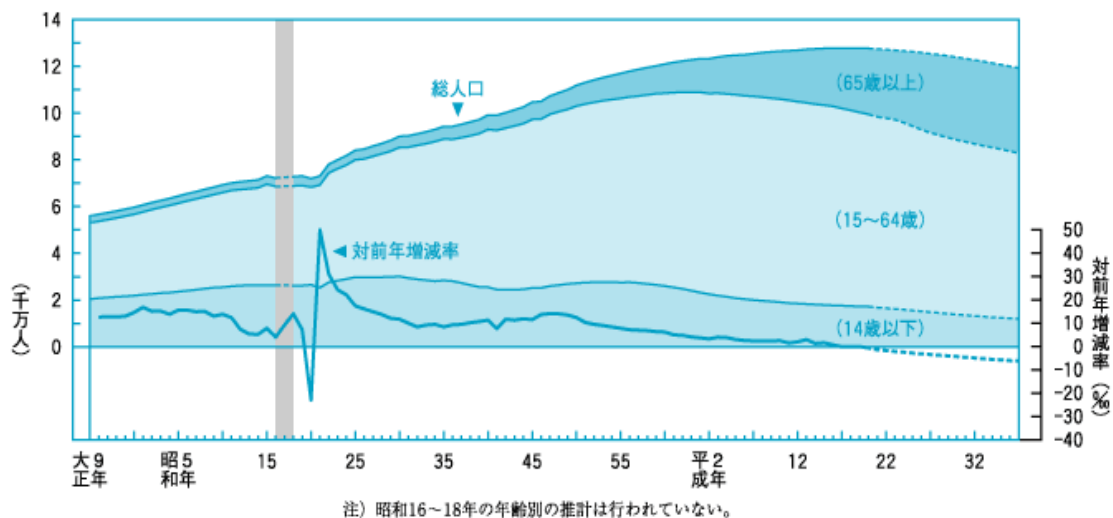


図1. 日本の総人口の推移（総務省ホームページより）

⁹ 指定管理者制度：公共団体や公共的団体に限定されていた公の施設の管理者を、民間企業やNPO等の団体にも広げた制度

¹⁰ 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、すなわち消費や生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと

¹¹ 地域コミュニティ協議会：さまざまな地域課題を解決するために地域が一体となり、自治会や地域各種団体を中心にさまざまな団体等が参加する小学校区単位の組織

本市の人口は、平成22年10月1日において79,967人であり、5年前の平成17年10月1日と比較すると、1,632人（増減率2.1%）増加しています。

65歳以上の人々が総人口に占める割合（高齢化率）が21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれますが、同年8月に16,842人（高齢化率21.1%）で21%を超え、長岡京市も超高齢社会状況に移行しました（図2）。

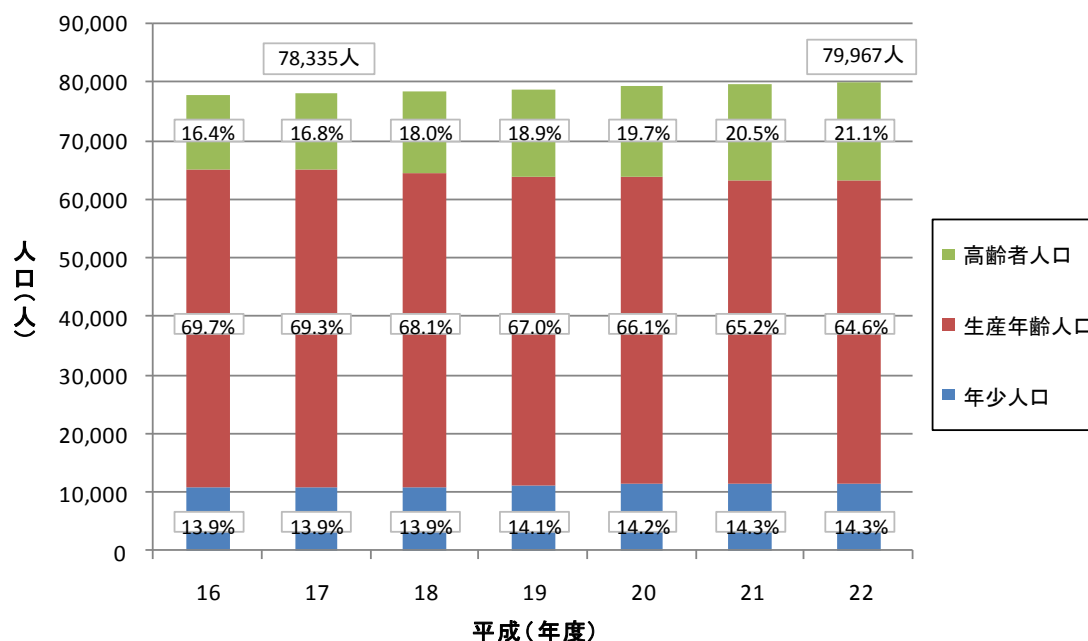


図2. 市の人口の推移（各年度10月1日現在）

本市の人口は、現在、微増傾向にあります。しかし、今後は緩やかな減少傾向に転ずることが予想されます。

しかし、65歳以上の「高齢者人口」はますます増加し、総人口に占める割合がさらに高くなる一方で、15歳～64歳までの「生産年齢人口」はますます減少していきます。

その影響により、本市においては、社会保障関係費が増大する一方、生産年齢人口の減少による税収の減が続くことが予想され、少子高齢化の進展は、本市の行財政状況をより厳しいものにすることが推測されます。

② わが国の経済状況 ～景気の自律的回復が期待されながら、足踏み状態が続く～

日本経済は、平成20年秋の世界的な金融危機以来、景気後退局面が続きましたが、平成22年度に入り、いったん景気回復の兆しを見せました。しかし、平成23年を迎えて、国内景気は「足踏み状態」といわれる停滞状況が続いています。雇用情勢についても、依然として厳しい状況の中であり、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動等により、景気がさらに下押しされるリスクも存在しています。

そのような状況を受けて、国は平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」においても成長と雇用に重点を置き、日本企業の国際競争力強化のため法人税実効税率を段階的に引き下げる方針を打ち出し、さらに、インフラ¹²（社会基盤）輸出の拡大等21の政策を、

¹² インフラ:道路、港湾、空港等経済活動の基礎となる社会的生産基盤

優先的に取り組む「国家戦略プロジェクト」として位置付けてきました。

このような政策により、今後の経済状況については、景気の牽引役として輸出と国内民需が期待されるのですが、デフレーション¹³が継続しながら賃金の下落が進行するという、低迷が続く内需の現状をどれだけ輸出がカバーできるのか、政策効果による景気の自律的な回復基調がどこまで見込めるかについては懸念材料も多く、引き続き厳しい経済状況は続くものと予想されます。

③ 地方分権の動き ～基礎自治体への権限移譲には財源移譲も必須～

平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、国から地方への権限移譲が行われ、また、平成16年度から18年度までの「三位一体の改革¹⁴」では、国庫補助金負担金の廃止・縮減、地方交付税総額の削減、国税から地方税への税源移譲が実施されました。

さらに、平成19年4月には、「地方分権改革推進法¹⁵」が施行され、①住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる ②国庫補助金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方を検討する ③地方公共団体は、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための必要な措置を講ずる等が定められました。

その後、平成21年9月の政権交代を経て、「地域主権戦略会議¹⁶」が設置され、地方分権改革推進法に基づく「地方分権改革推進計画」は、平成21年12月に閣議決定されました。同計画は、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制を図るものであり、これに基づき、政府は、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（一括法案）」及び「国と地方の協議の場に関する法律案」を平成22年3月に国会に提出しました。

両法案は、国会において、地方自治法の一部改正法案とともに「地域主権改革関連3法案」として、審議されるところであり、この法の成立により本格的な地方分権時代が到来するものと思われまます。

ただ、今まで都道府県が担当していた事務事業を基礎自治体である市町村が執行するには、財源の移譲も必須とされるところであり、一括交付金化に向けての地方負担分の確実な措置と合わせて、適切な制度設計が望まれるところです。

④ 市民協働の推進

先述のとおり日本は人口減少時代に入り、国の地方分権の動き、厳しい財政状況等地方自治体を取り巻く中、社会経済情勢や価値観の変化に伴い、多様化・高度化する住民ニーズに行政のみが対応していくのは質的にも量的にも限界にきています。

そこで、地域にふさわしい多様な公共サービス¹⁷が適切な受益と負担のもとに提供され

¹³ デフレーション:通貨価値が高くなり、物価は下落するが、企業の倒産、失業者の増大等不況や社会不安を伴うこと

¹⁴ 三位一体の改革:国の関与を縮小し、地方の自立性・自主性を高めるために、地方税、交付税、補助金の三者を一体で見直していく国と地方の税財政改革

¹⁵ 地方分権改革推進法:平成18年12月成立(平成22年3月失効の時限法)。目的は、国と地方の役割分担や国の関与のあり方について見直しを行い、これに応じた税源配分等の財政上の措置のあり方について検討を進めるとともに、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図ること

¹⁶ 地域主権戦略会議:国から地方自治体に権限や財源を移す「地域主権改革」の具体策を検討、推進するため、平成21年11月に内閣府に設置。首相を議長に、総務相や財務相ら関係閣僚と自治体首長、有識者で構成

¹⁷ 公共サービス:個人では解決できないことや非効率になることを社会全体で補い、提供するサービスのこと。このうち行政が実施主体となって行うものが行政サービス

るという公共空間を形成しようという「新しい公共」という考え方を国では進めています。これは行政のみでは対応しづらくなった「公共」を行政も民間もともに「公共」の役割を担えるよう「公共」の概念を刷新し、地域における異なる多様な主体がそれぞれの立場で新しい「公共」を担うものです。

本市においても新しい公共の概念のもと、平成22年3月に「長岡京市市民協働のまちづくり指針」を策定しました。昨今の様々な問題の原因には、これまでの行政システムでは対応できないものが存在し、市民と行政のあり方や関係性を変えていくこと、地域の課題は地域で暮らす人たちがまず考え、自ら行動していくことが必要であるとしています。

(2) 本市の財政状況（普通会計）と定員管理

① 歳入・歳出の状況

本市の平成21年度の普通会計¹⁸の歳入は、自主財源の大部分を占める市税収入が121億2,637万円3千円となり、前年度より5億7,489万4千円減（4.5%減）となりました（図3）。

これは景気低迷による企業収益の悪化を受けて、法人市民税が前年度より6億2,695万8千円減少し5億9,376万6千円となったことによります。

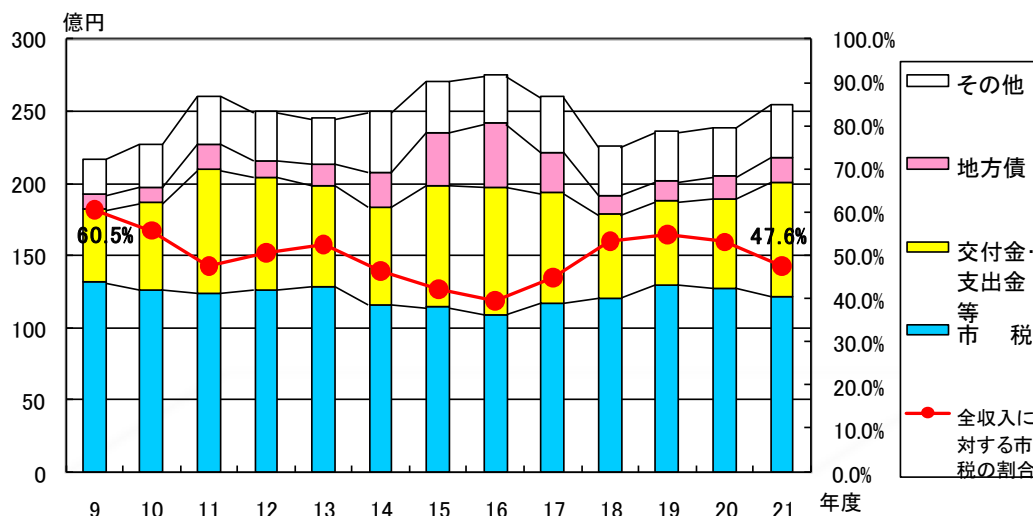


図3. 歳入の内訳 (財政白書平成21年度決算版より)

¹⁸ 普通会計:一般会計と乙訓休日応急診療所特別会計の2つの会計を合算したもの

個人市民税は3,384万7千円増加し、ほぼ前年度並みとなりましたが、個人市民税は前年度の所得をもとに課税されるため、平成22年度以降は景気低迷等の影響とともに、団塊の世代層の大量退職により、減少する恐れがあります（図4）。

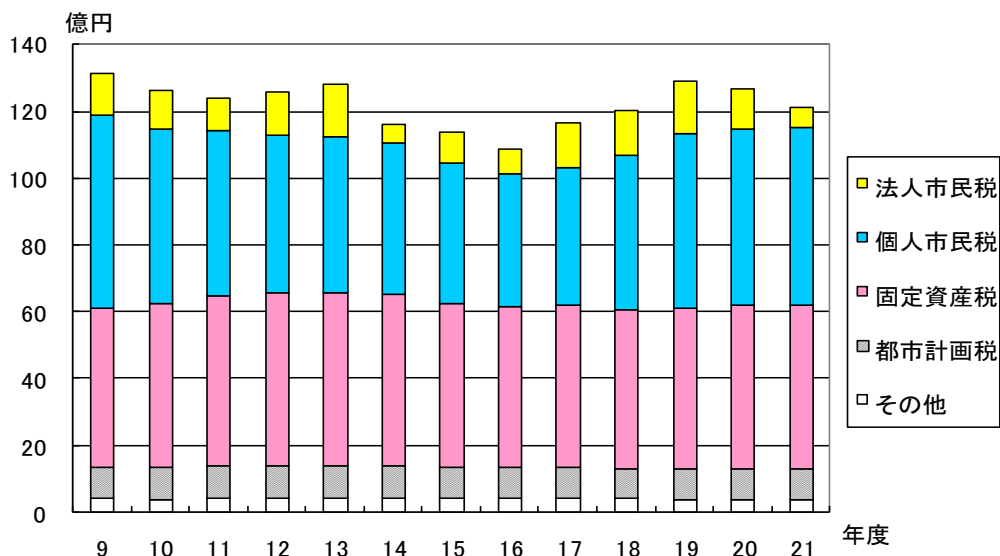


図4. 市税収入の内訳（財政白書平成21年度決算版より）

今後も景気が回復基調にならないければ法人市民税の増加は望めないところであり、また少子高齢化による生産年齢人口の減少を反映し、個人市民税の大幅な増も見込めず、市税収入については、厳しい状況が懸念されることです。

一方、交付金等については、定額給付金事業の実施や国の経済危機対策の実施等により国庫支出金が大幅に増加し、市税の減収を補う地方交付税も増加したため、17億2,364万8千円増加しました。地方債は臨時財政対策債の増等により2億820万円の増となったところです（図5）。

財政基盤の確立のためには地方交付税の充実が不可欠であることは明らかであり、さらに国と地方の役割分担を踏まえた、地方が自由に使える財源の拡充という観点から、国・地方の税財源配分が強く求められるところです。

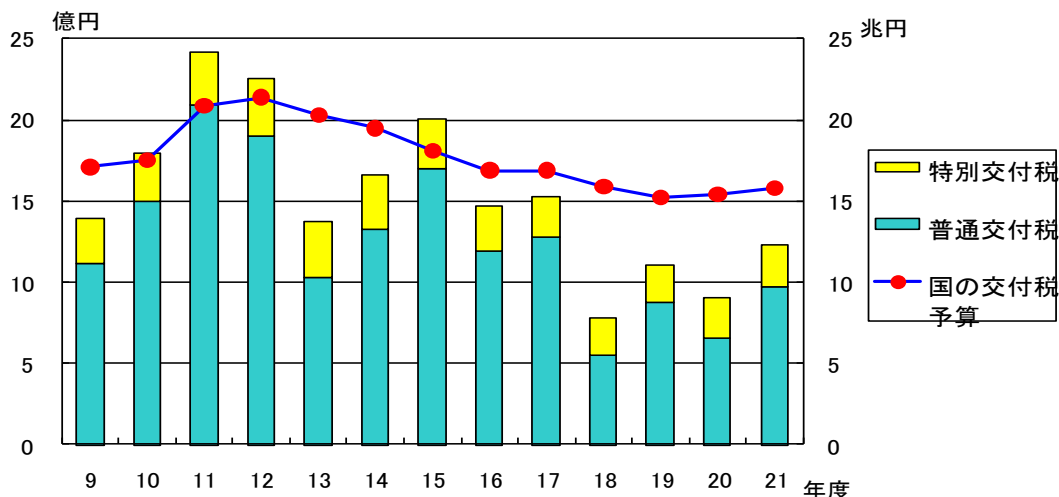


図5. 地方交付税の推移（財政白書平成21年度決算版より）

次に、歳出ですが、平成21年度の普通会計の歳出は、目的別歳出を見ると、20年度から繰越の定額給付金事業、景気悪化による市税償還金の増、財政調整基金¹⁹の積立により、総務費²⁰が大幅に増加しています（図6）。

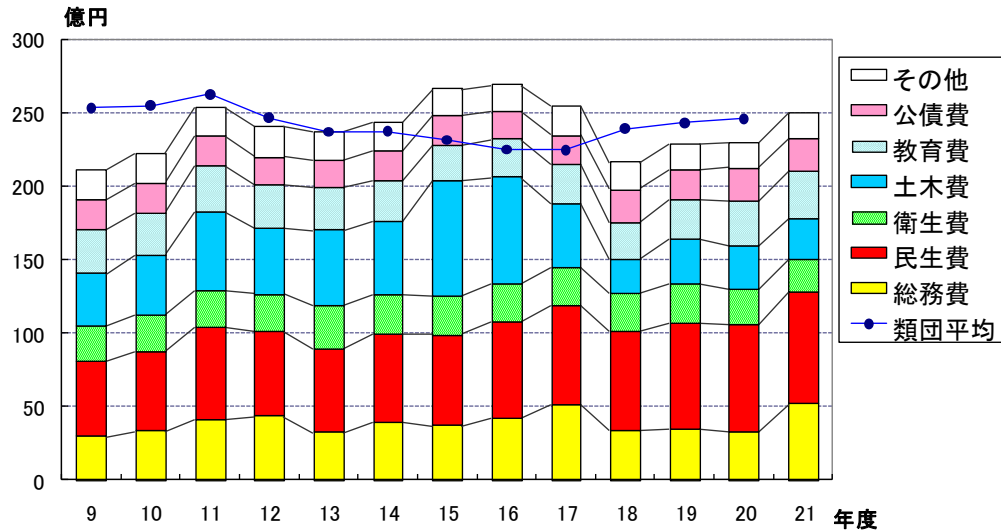


図6. 目的別歳出決算額の推移（財政白書平成21年度決算版より）

他に増加したものは、民生費²¹や教育費²²であり、民生費の増加の要因の一つには、不景気による生活保護費の増もあります。また、性質別歳出においても、扶助費²³の増加傾向が続いています（図7）。

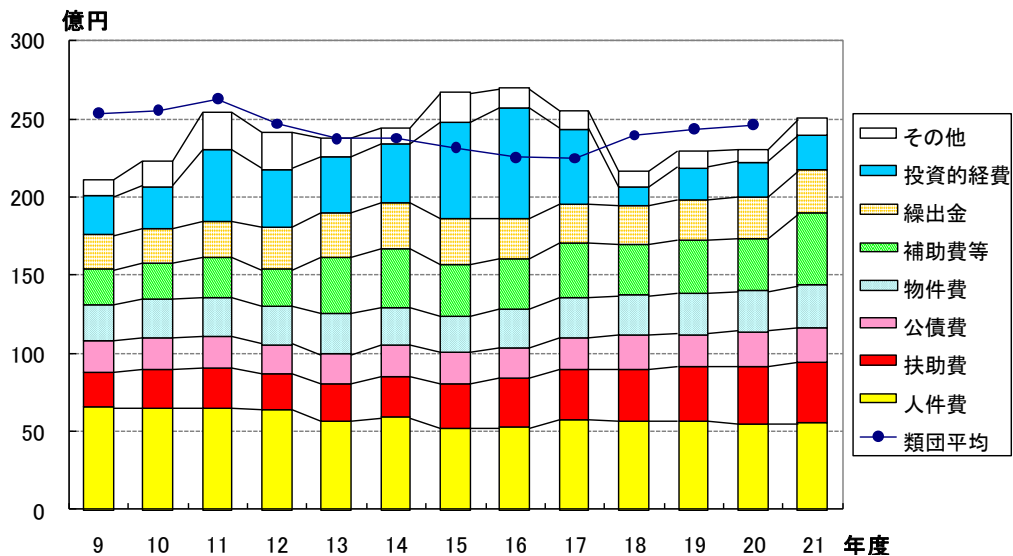


図7. 性質別決算額の推移（財政白書平成21年度決算版より）

¹⁹ 財政調整基金:経済不況等による大幅な税収入の減や、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされるような場合に積み立てた、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金

²⁰ 総務費:市の全体的な事務管理や財産管理、徴税管理、戸籍住民台帳、選挙、統計等に係る費用

²¹ 民生費:保育所や生活保護費等、一定水準の生活と安定した社会生活の保障に係る費用

²² 教育費:小中学校や公民館、図書館等の運営や管理に係る費用

²³ 扶助費:生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して支給する費用、各種サービス等、また市が法律に基づかないで、単独施策として行うサービス等

本大綱期間中の本市の財政状況における推計（表1）では、人件費については、人口の急増した昭和40年代から50年代に採用した多くの職員が、定年退職を迎えるピークが平成23年度であり、そのため一時的に多額の退職金が必要となりますが、その後では職員人件費は減少していくものと見込んでいます。

扶助費は少子高齢化の進展により今後も増加が見込まれ、財源は国や府からの負担金等の割合が高く、また、法令等に基づき支出する経費が多く任意に削減することは難しいとされています。しかし、市税収入の減に対応するためにも市の単独制度の見直し等給付水準や給付と負担の関係について幅広い議論が必要となってきています。

公債費²⁴は多いと市の財政が圧迫されるため、地方債の発行を抑えることが課題となります。今後は、平成24年度末に開業が見込まれる阪急新駅の周辺整備や小中学校の耐震化等の投資的経費に係る地方債や交付税の振り替えである地方債を発行する予定ですが、発行額を極力抑制するため、公債費は年度間で増減はあるものの横ばいとなります。前大綱からの課題でもありました公共施設の建て替え、修繕等の維持・更新の計画づくりは、地方債を財源にすること等から財政部門との連携がたいへん重要になります。

またその他の経費では、ごみ処理、消防、福祉といった事務を広域的、効率的に処理するため設立した一部事務組合への負担金を含めた補助費等や、普通会計から特別会計²⁵への繰出金²⁶等増加が見込まれる経費もあり、歳出全般を賄うためには、財政調整基金の取り崩しは避けられないと予測されますが、引き続き歳出縮減に努めて、いかに持続可能な財政運営を行うかが問われるところです。

表1. 第3次長岡京市行財政改革大綱期間中における中長期財政状況シミュレーション

(単位：百万円)

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
歳入	市税	11,709	11,576	11,623	11,640	11,516	
	国・府支出金	5,234	5,835	5,584	5,645	5,898	
	地方交付税	1,550	1,534	1,486	1,469	1,593	
	地方債	2,305	2,253	1,920	1,674	1,631	
	その他の財源	3,616	3,301	3,069	3,027	3,116	
	うち財政調整基金取崩	470	530	300	250	350	
	合計	24,414	24,499	23,682	23,455	23,754	
歳出	義務的経費	13,028	12,713	12,665	12,898	13,091	
	内訳	人件費	5,478	5,008	4,746	4,640	4,704
		扶助費	5,437	5,627	5,824	6,028	6,239
		公債費	2,113	2,078	2,095	2,230	2,148
	その他の経費	9,540	9,314	9,195	9,221	9,194	
	投資的経費	1,846	2,472	1,822	1,336	1,469	
	合計	24,414	24,499	23,682	23,455	23,754	
財政調整基金年度末残高見込	1,688	1,460	1,470	1,530	1,480		

※このシミュレーションは平成23年度当初予算を基本に一定の仮定のもとに算出したものであり、今後の国の地方財政対策や経済情勢等により変動します。

²⁴ 公債費：市が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金の合計額をいい、過去の債務の支払いに要する経費

²⁵ 特別会計：一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般会計の歳入歳出と区別して個別に処理するための会計。国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計等

²⁶ 繰出金：普通会計と特別会計の相互間で支出される費用

② 定員管理の状況

本市の定員管理については、平成17年度～21年度を計画期間とする第二次定員管理計画²⁷により実施し、組織のフラット化²⁸による中間管理職層の削減、指定管理者制度等外部委託の推進、嘱託職員・再任用職員の活用、社会人の職員採用等によって最終計画年度である平成21年4月1日時点で目標値を2人上回る計画達成となったところです(表2)。この目標達成により、職員の年齢層の偏りは一定解消されました。

表2. 第二次定員管理計画の推移

(単位：人)

	16. 4. 1	17. 4. 1	18. 4. 1	19. 4. 1	20. 4. 1	21. 4. 1
計画	—	623	618	613	596	574
実数	624	618	605	588	579	572

(教育長1名除く)

さらに、第二次定員管理計画の期間を2年間延長し、第3次定員管理計画の計画期間と第3次総合計画第3期基本計画の計画期間(平成23年度～27年度)の一致を図り、この期間の一致により、総合計画推進のための定員管理計画として位置付け、より効率的で効果的な組織づくりと定員管理を目指したところです。

今後も、権限移譲により予想される事務量の増加を考慮しつつ、第3次定員管理計画を策定し、人件費の増を抑制したスリムで機能的な行政組織の構築が求められるところです。

4 新たな行財政改革大綱策定の必要性

これまで述べてきたように、本市の財政状況は、65歳以上の人が総人口に占める割合(高齢化率)が21%を超えた「超高齢社会」に移行したことによる個人市民税の減と社会保障関係費の増、景気後退を受けての企業収益の悪化による法人市民税の減、地方分権の進展に伴う権限移譲や義務付け・枠付けの見直しによる事業量の増等、今後も厳しい行財政運営が続くことが予想されます。

また、本市では、平成24年度末の京都第二外環状道路と阪急新駅の完成に伴う周辺整備や小中学校の耐震化等、大きな投資的経費が見込まれる計画を抱えている中で、ますます多様化する市民福祉サービスの向上を推進するためには、これまで以上に効率的・効果的な行財政運営に努めなければなりません。

第3次総合計画第3期基本計画に定める本市の将来都市像の実現に向けて、前大綱の基本理念を継承し、これまでの行財政改革アクションプランにおける成果を踏まえて、厳しい財政状況の中、将来世代に過剰な負の財産を残さない持続可能な社会づくりを進めていく必要があります。また、公共サービスに対するニーズが高度化・多様化する中、より満足度の高い公共サービスの提供に努めていくことも必要不可欠です。

これからの長岡京市には、歳出の削減や歳入の強化のみならず、質の高い行政サービスの提供にも取り組む行財政改革が必要であり、そのため第3次長岡京市行財政改革大綱を策定するものです。

²⁷ 第二次定員管理計画:平成17年度～21年度の5年間で574人の職員体制(50人削減)を目指した定員管理計画

²⁸ 組織のフラット化:従来の組織(階層型)に対して、例えば次長職、課長補佐職を廃止する等して役職の階層をできるだけ簡素化し、意思決定の迅速化を図ること

第2章 第3次長岡京市行財政改革大綱の位置付け

1 基本理念

本市の行財政改革の基本理念を次のように定めます。

- ・ 市民とともに進める持続可能な都市経営の推進
- ・ 市民満足度を高める行政サービスの質の向上

市民とともに進める持続可能な都市経営の推進

税収の減や事業量の増等による厳しい行財政状況の中、多様化するニーズや時代の要請に対応するため、これまでの行政サービスだけでは補いきれない現実があります。行政以外の主体がよりきめ細やかなサービスを提供できる活動は多く、異なる多様な主体が担う公共サービスの領域「新しい公共空間」の中で、市民と行政の協働により、よりよいまちを創造していく仕組みづくりが大切です。

協働をさらに進めながら、税収等の財源はもとより市の業務改善、業務の見直しから創出する財源をもって行政サービスの提供を行い、将来にわたって安定した都市経営を進めていきます。

市民満足度を高める行政サービスの質の向上

市民は、主権者、納税者、行政サービスの受け手、また第3次総合計画第3期基本計画でも目指す行政への参画や行政との連携・協働の担い手です。その市民の満足度とは、受ける行政サービスに対してのみならず、税金の使い方、行政との連携・協働の満足度と多様です。そのいずれの満足度も高めるため、行政は質の高いサービスを提供しなければなりません。

より市民の声に耳を傾け、市民のパートナーとして、職責に関わらず、職員一人ひとりが改革と改善の視点を持って主体的に業務改善に取り組み、行政サービスの質を向上します。

2 計画期間

計画期間は、平成23年度～27年度です。

第3次総合計画第3期基本計画の期間と一致させています。

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
行財政改革	長岡京市行財政改革大綱 (11～15)			新長岡京市行財政改革大綱 (16～20)					延長版 (21～22)		第3次行財政改革大綱 (23～27)					
総合計画	第3次総合計画 (13～27)															
	第1期基本計画 (13～17)					第2期基本計画 (18～22)					第3期基本計画 (23～27)					

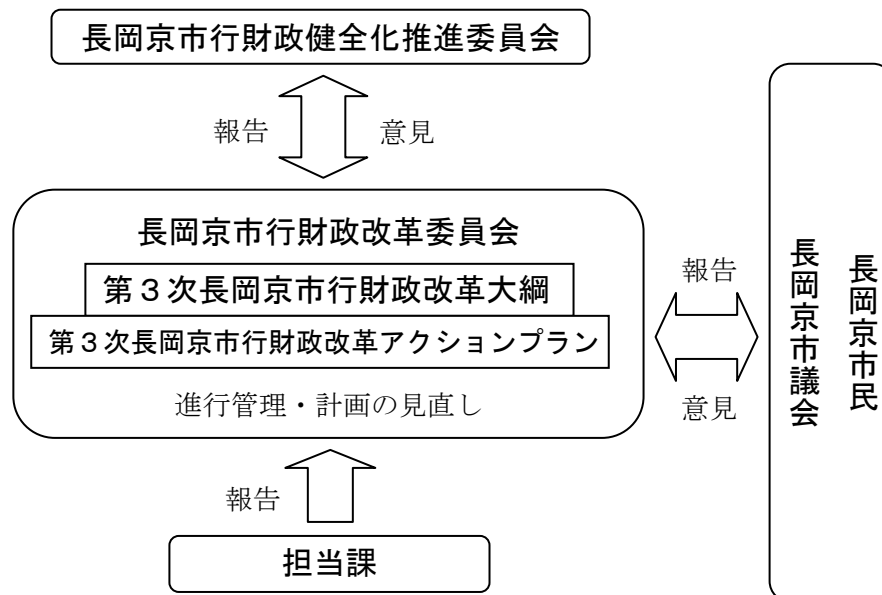
3 推進体制

基本理念と第3章で示す重点方針に基づき、毎年度の具体的な行動計画である「第3次長岡京市行財政改革アクションプラン」を策定します。

第3次長岡京市行財政改革大綱の計画期間中、事業実績や社会経済情勢の変化に柔軟に対応するために、行財政改革アクションプランは毎年度の見直し方式により進行管理を行います。

進行管理にあたっては、毎年度の実施状況を評価して次の行動へつなげるために、平成6年7月に設置した、市長を委員長とする「長岡京市行財政改革委員会」で行財政改革アクションプランの進行管理と見直しを行います。また、「長岡京市行財政健全化推進委員会²⁹」や市議会等に適宜報告し、意見をいただきながら、より実効性のあるものとします。

また、この行財政改革アクションプランの進行状況は、市民との情報共有に努めるため、市の広報紙及びホームページを通じて公表します。

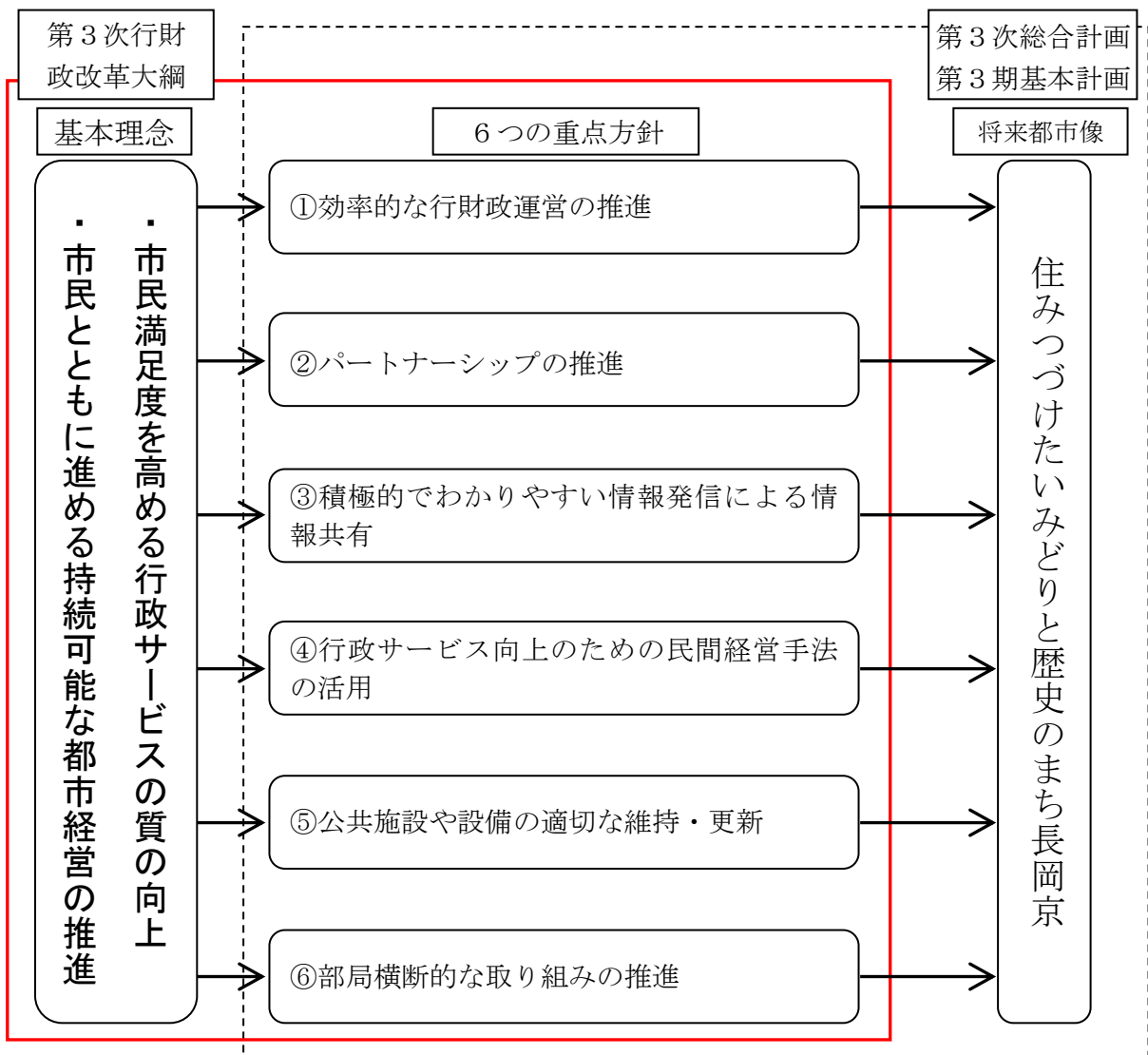


²⁹ 長岡京市行財政健全化推進委員会: 条例により昭和60年に設置された市の附属機関で、市民公募委員を含んだ外部委員で構成する審議会。社会経済情勢の変化に対応した行財政の簡素効率化を図り、効率的な市政を推進するため、市長の諮問に応じて関連事項を調査、審議

第3章 6つの重点方針

第3次総合計画第3期基本計画の実現に向けて、基本理念に基づいて、具体的な推進事項の内容及び実施年度を明示した「第3次行財政改革アクションプラン」を別に策定し、改革・改善を進めます。

その行財政改革アクションプランを推進していく重点方針を、総合計画に取り組む重点方針と一致させ、行財政改革に取り組むものです。



重点方針 ① 効率的な行財政運営の推進

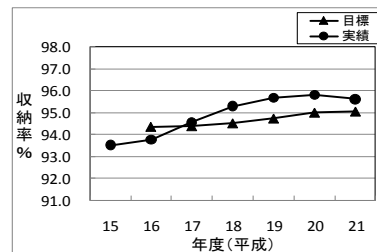
〈基本的な考え方〉

持続可能な財政運営を実現するために、財源の確保として市税等収納率のさらなる向上のため、窓口相談の充実を図る等の取り組みの継続や、保有資産の活用等による新たな財源の確保を検討します。さらに、歳出の見直しとして、事務事業の実施方法や担い手が市民ニーズに合った効率的かつ効果的なものであるかを引き続き点検し、限られた財源を重要な政策に重点的に配分投入します。

また、職員研修等による職員の能力開発（マネジメント能力向上）や職員提案制度の活用による職員のモチベーション³⁰の向上に取り組み、職員一人ひとりが質の高い行政サービスを提供できるように努めます。

上記に関連したこれまでの行財政改革の取り組み

財源の確保と歳出の見直しを図るため、市税等収納率の向上、使用料・手数料の見直し、未利用財産売り払い等歳入の増と地方債（公的資金）の繰り上げ償還、事務事業・補助金の点検、事業仕分け等による歳出の減に取り組んできました。



市税等収納率の推移

重点方針 ② パートナーシップ³¹の推進

〈基本的な考え方〉

重要な政策分野を選択し、限られた予算や人員等の資源を集中させるため、「新しい公共」の考え方や市民協働のまちづくり指針に沿って、事務事業の担い手を見直します。さらに、地域課題の解決に向け、行政と異なる多様な主体で地域を支える仕組みづくりを進めます。

また、協働の担い手となる、市民を対象に活動を展開する団体の主体的な関わりを尊重するため、引き続き団体の活動の支援を行います。

上記に関連したこれまでの行財政改革の取り組み

自治体の行財政改革の進行にあわせ、長岡京市外郭団体検討評価委員会を設置し、外郭団体の経営改革を求め、安定的な公共サービスの担い手として団体の点検を行ってきました。

また、みどりのサポーター制度の促進にも努め、市民の緑化及び美化活動への積極的の参加を進めました。さらに、自主防災会の設置の増により地域力の向上を図ってきました。



みどりのサポーター

³⁰ モチベーション:意欲、動機付け、やる気

³¹ パートナーシップ:市民や市民活動団体、事業者(企業)、行政等が、お互いに信頼のおける相手であることを認め合い、連携と協力によって生み出される相乗効果により、単独では実現困難な事業を効果的に達成するための連携協力関係のこと

重点方針 ③ 積極的でわかりやすい情報発信による情報共有

＜基本的な考え方＞

意見公募手続（パブリックコメント）制度を活用し、市の考えを周知しながら、市民からの意見を行政サービスへ反映させる検討等、市政への参画を促進します。さらに、引き続き充実を図る広報紙やホームページ等を用いて、わかりやすい情報発信を行います。

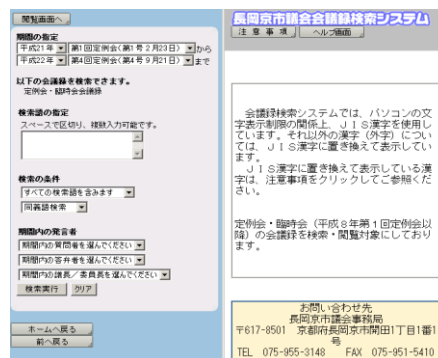
また、行政の抱える課題や目標、方向性、また地域の抱える課題を、市民と行政が共有することで、限られた財源の中で行う事業の集中と選択を行い、行政サービスの質と市民満足度を高めます。

上記に関連したこれまでの行財政改革の取り組み

広報紙やホームページを改善し、市長による市民との対話を増やし、市の事業や計画の情報発信を促進してきました。

また、意見公募手続（パブリックコメント）制度を平成20年11月に導入しました。

そのほかに、財務情報の公表のため財政白書を発行し、ホームページにおける市議会会議録の公開も行い、市民と情報共有に努めてきました。



市議会会議録検索システム

重点方針 ④ 行政サービス向上のための民間経営手法の活用

＜基本的な考え方＞

限られた予算と人員の中で、質の高い行政サービスを提供していくために、これまでに指定管理者制度やPFI等の手法を取り入れてきました。今後さらに行政サービスを向上させるため、これらの運用方法の見直しを行います。

また、市民志向、成果主義等、民間の経営手法の優れた点を取り入れ活用した組織づくりや政策形成にも引き続き取り組むとともに、外郭団体の経営体質の改善にも積極的に取り組みます。

上記に関連したこれまでの行財政改革の取り組み

子育て中の親子の交流を促進するために、NPO³²やボランティアサークル、保育ボランティアによる交流の場を提供するつどいの広場の運営に助成しました。

また、指定管理者制度を導入し、公の施設の管理運営に最適なコストで多様なサービスの提供を行える民間事業者の活用をしてきました。



中央生涯学習センター・市民交流フロア
(指定管理者による管理)

³² NPO:「Nonprofit Organization」の略。利益を上げることが第一の目的とせず、社会にあるさまざまな課題（環境や福祉、まちづくり、国際交流、教育、文化、スポーツ等）を考え、その解決を組織の目的や使命に掲げて活動している民間の団体や組織のこと。NPOのうち法律により法人格を有している団体は「NPO法人（特定非営利活動法人）」

重点方針 ⑤公共施設や設備の適切な維持・更新

〈基本的な考え方〉

様々な公共施設や上下水道等の施設について、市民の利便性を確保しつつ、施設の長寿命化や総量規制等による整備費の縮減と、日常の維持管理経費等の縮減の両面を視野に入れ、適切な維持や更新を計画的に進めていきます。さらに、利用する市民の満足度が高まる施設や設備のあり方の検討を行います。

上記に関連したこれまでの行財政改革の取り組み

公共施設検討会議において、高度経済成長期に建設された公共施設の経年劣化に伴う老朽化への対応や耐震化について検討を行いました。

また学校施設の整備計画の策定により、学校施設の耐震化完了の予定時期を短縮することができました。



耐震化工事中の第七小学校

重点方針 ⑥部局³³横断的な取り組みの推進

〈基本的な考え方〉

近年のまちづくりでは、少子高齢化や環境問題、安心・安全なまちづくり等のように、多様な要素が関係し、従来の縦割りの役割分担では解決することが難しい課題が増加しています。職員の一人ひとりがその課題に気づき、組織横断的な課題解決に向けて連携して取り組む職場づくりをします。

また、総合計画の実現に向け、基本計画の体系に沿った組織の構築に引き続き取り組みます。

上記に関連したこれまでの行財政改革の取り組み

新たな価値を創造できる組織の構築を目指して、効率的及び効果的な業務執行を行うための組織改革を行いました。さらに、平成20年度には、庁内の横断的・総合的な施策展開を図るため「政策監」を設置しました。

また、専門委員会の開催や若手職員による部局横断型ワーキングチーム³⁴の活用に取り組んできました。



市民参画協働政策研究会
(協働ワーキング)

³³ 部局:市の組織で、業務の一定部分を受け持つ部門。局・部・課などの総称

³⁴ ワーキングチーム:ある特定の目的を遂行するために特別に編成された組織

資 料

市の取り組んできた行財政改革の取り組みについて

(平成6年度 リストラ元年)

作成時期	取 り 組 み 名
平成7年6月	行財政改革指針
平成8年3月	長岡京市行財政改革大綱
平成8年3月	行動計画における具体的取組事項（平成7年度～9年度）
平成9年2月	行動計画における具体的取組事項（平成8年度～10年度）
平成9年9月	行動計画における具体的取組事項（平成9年～11年度）
平成10年9月	行動計画における実績及び具体的取組事項（平成10年度～12年度）
平成11年9月	行動計画における実績及び具体的取組事項（平成11年度～13年度）

(平成11年度 行財政健全化委員会の意見書を受けて見直し 実施計画を作成)

作成時期	取 り 組 み 名
平成11年11月	長岡京市行財政改革大綱実施計画（平成11年度～15年度）
平成12年9月	長岡京市行財政改革大綱実施計画の平成11年度推進状況、平成15年度までの見直し年次計画及び実績と効果
平成13年9月	長岡京市行財政改革大綱実施計画 平成12年度推進状況まとめ 平成13年度～平成15年度年次計画
平成14年3月	長岡京市行財政改革大綱実施計画 平成13年度～平成15年度見直し計画
平成14年8月	長岡京市行財政改革大綱実施計画 平成13年度推進状況まとめ 平成14年度～平成15年度年次計画
平成15年9月	長岡京市行財政改革大綱実施計画 平成14年度推進状況まとめ
平成16年9月	長岡京市行財政改革大綱実施計画 平成15年度推進状況まとめ
	平成11年度～15年度行財政改革大綱実施計画達成状況の総括表

(平成15年度 行財政健全化委員会の意見書を受けて、期間満了となった大綱の見直し)

作成時期	取 り 組 み 名
平成16年11月	新長岡京市行財政改革大綱（平成16年度～20年度）
平成16年12月	長岡京市行財政改革アクションプラン（平成16年度～20年度）
平成17年11月	長岡京市行財政改革アクションプラン平成16年度推進状況及び行動計画
平成18年9月	長岡京市行財政改革アクションプラン平成17年度推進状況及び行動計画
平成19年9月	長岡京市行財政改革アクションプラン平成18年度推進状況及び行動計画
平成20年9月	長岡京市行財政改革アクションプラン平成19年度推進状況及び行動計画
平成21年8月	長岡京市行財政改革アクションプラン平成20年度推進状況及び5年間の行動計画の総括
平成21年8月	新長岡京市行財政改革大綱（延長版）（平成21年度～22年度）
平成21年11月	長岡京市行財政改革アクションプラン（延長版）（平成21年度～22年度）
平成22年8月	長岡京市行財政改革アクションプラン(延長版) 平成21年度推進状況

集中改革プラン関連（平成 16 年度 総務省「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づく）

作成時期	取り組み名
平成 18 年 2 月	長岡京市集中改革プラン（平成 17 年度～21 年度）
平成 18 年 2 月	外郭団体に対する見直し指針
平成 20 年 2 月	平成19年度長岡京市外郭団体評価結果報告書
平成 21 年 2 月	平成20年度長岡京市外郭団体評価結果報告書
平成 22 年 2 月	平成21年度長岡京市外郭団体評価結果報告書
平成 22 年 10 月	平成 22 年度長岡京市外郭団体検討評価委員会報告書

その他

作成時期	取り組み名
平成 16 年 11 月	第二次定員管理計画（平成 17 年度～21 年度）
平成 20 年 3 月	施設使用料設定の基準
平成 21 年 6 月	第二次定員管理計画（延長版）（平成 22 年度～23 年度）

補助金改革の取り組み

取組時期	取り組み名
昭和 55 年	長岡京市における補助金等のあり方に関する答申 （長岡京市財政対策審議会）
平成 15 年～	補助金チェックシート（平成 15 年度は試行実施、平成 16 年度～本格実施）
平成 21 年	補助金チェックシートの改訂

事務事業の見直しの取り組み

取組時期	取り組み名
平成 15 年～	事務事業チェックシート（平成 15 年度は試行実施、平成 16 年度～本格実施）
平成 19 年	事務事業チェックシートの改訂
平成 21 年～	事業仕分け
平成 21 年	事務事業チェックシートの改訂